

研修の運営委託業務に関する一般競争入札

日本弁理士会の継続研修（一部委託対象外あり）の運営委託業務

業務内容	<p><準備・会場設営> 備品等の受領、会議室の開錠、パーテーションの移動、机・椅子レイアウトの変更、PC・マイク等の音響機器・TV 配信時の接続設定、関連設備の用意、講師・関係者の飲料準備等</p> <p><受付、受講管理> 入場券による受講者の確認、テキスト・受講カード配布、入退室の管理（早退・中座・15分以上の遅刻は単位認定不可のため）、出欠データ作成、受講カード回収等 ※出欠データ作成は、当会作成の受講者名簿に入場券、受講カードを基に作成</p> <p><研修運営> 講師を控室・会場へ案内、使用備品の説明、司会進行、質疑応答時のマイクラン等、研修に関するアナウンス、研修終了後に業務報告</p> <p><片付け・会場撤収> パーテーションの移動、机・椅子等の原状回復、設備片付け、備品の返却（PC・受講カード等）、会議室の施錠等</p> <p><事後処理> 出欠データ入力（受講者名を基にデータの入力）等</p> <p><その他> 上記以外の業務依頼にも出来る限り柔軟に対応すること</p>
研修会概要	<p>パターンA 研修会2時間・申込者1,000人（東京）</p> <p>パターンB 研修会2時間・申込者490人（東京230・大阪150・名古屋50・札幌10・仙台10・金沢10・広島10・高松10・福岡10）</p> <p>※上記数字は、各社の入札金額を比較するための数字となります。実際には時間、開催地、申込者数は変わります。1年間で約100回の研修運営をお願いすることとなります。</p>
見積条件	<ul style="list-style-type: none"> 金額算出にあたり、受講者100名に対して人員1名を基本とし、準備1時間、撤収1時間として算出して下さい。 年間で一括の契約をしますが、研修1件ごとに個別に契約をしますので、両パターンの1回当りの見積もりを、地域毎の金額が分かるようにご提出ください。 研修ごとに人数等の条件が変わってきますので、時間単価や設営、撤収費など詳細な内訳を記載してください。（時間単価に含む場合は、その旨ご記載ください） 全国9支部での開催に対応可能な業者の応札をお願いします。 <p>※交通費がある場合は、見積金額に含めてください。交通費も含めた総額で比較します。</p>
提出書類	<p>「見積書」、「会社概要（従業員数、資本金記載）」、「過去3年間の事業経歴書」、「運営体制表」をご提出ください。 ※見積書はパターンAの総額（税込）、パターンBの総額（税込）を分けて記載。</p>
提出期限	<p>平成31年2月28日（木）15時まで</p> <p>※提出書類を入れた封筒に「見積書（継続研修運営業務委託）研修課宛」と明記の上、郵送または、日本弁理士会（東京倶楽部ビル14階受付）の入札箱へ投函してください。</p>

備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価落札方式で決定します。入札結果に関するお問合せには応じられませんので、ご了承ください。 ・ 新規の業者様に委託することになった場合は、反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書をご提出いただきます。 ・ 研修運営に当たっては、各会場に責任者を1名定めてください。 ・ 入札の結果は、結果に関わらず連絡いたしますので、担当者名、メールアドレスを明記して下さい。 <p>＜注意事項＞</p> <p>【一括再委託について】</p> <p><u>・ 本業務の再委託は原則認めませんが、適切な業務運営を実現するうえで必要な場合は事前に申し出てください。ただし、一括再委託は認めません。（「一括再委託の定義等について.doc」参照）</u></p>
説明会	<p>下記のとおり説明会を開催します。詳細事項についてご説明しますので、入札希望の業者各位におかれましては必ずご出席ください。ご出席希望の場合は、2/20（水）までに下記担当者まで、「会社名・ご担当者名・参加人数」をメールでご連絡ください。</p> <p>【業務委託に関する説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時：平成31年2月22日（金）11：00～12：00 ・ 会 場：日本弁理士会 14-B会議室 （東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビル14階） ・ 担当者：研修課 本多、松浦 (TEL:03-3519-2360、E-mail:kaiin-kensyu@jpaa.or.jp)
問合先	<p>東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビル14階 第一事業部研修課 松浦 E-mail:kaiin-kensyu@jpaa.or.jp TEL:03-3519-2360</p>

一括再委託について

一括再委託については、以下の例のように契約の履行の全部又は主たる部分を一括して委託することとします。

■一括再委託に該当する例

1. 一括して全てを他の者へ委託するとき
2. 作業の一部は自ら実施するが、履行の大部分又は主要部分を再委託するとき
3. 作業を細分化して複数の者に再委託し、契約の相手方自らは契約の履行場所に常駐せず、実際には直接に指揮、監督又は検査等を実施していると認められないとき